

行財政改革推進計画の策定について

1 策定の基本的方針

(1) 計画期間

- ・七次総に合わせ平成39年度までを計画期間とし、施策を毎年度必要に応じて更新する。
- ・施策は、原則3年以内の取組とする。(1年、2年、3年での位置付けが可能)

(2) 計画方針

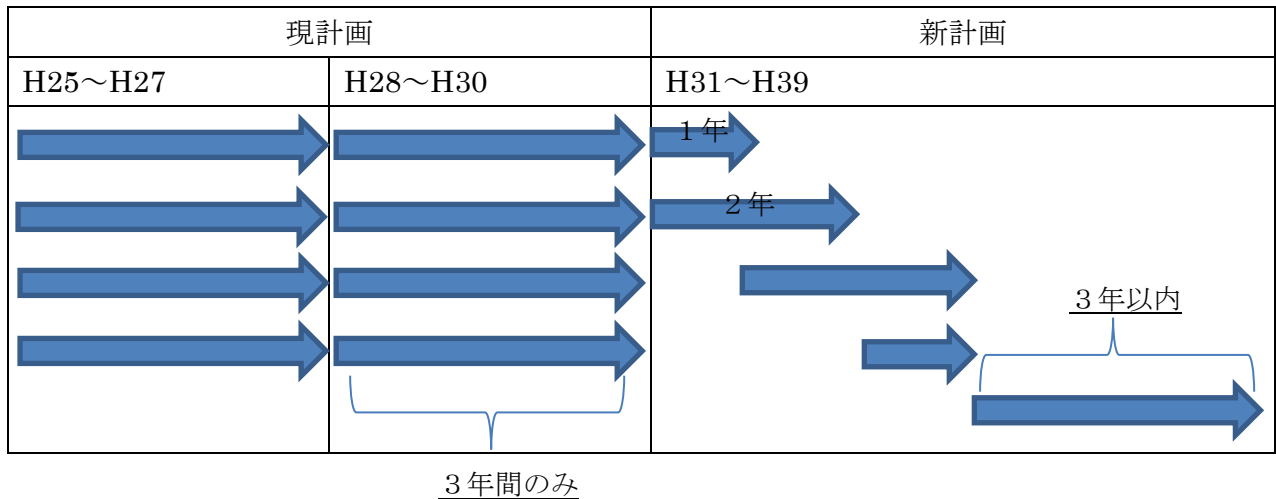
- ・「歳出削減」「歳入確保」「働き方改革(事務改善、業務効率化等)」「市民サービス向上」を達成するための施策を位置づける。
- ・計画に位置付けることで取組を推進できるものに限って位置付けを行う。
- ・全体的に施策の絞込みを行う。(現計画46 → 新計画10程度)

2 従来の計画との比較

(1) 主な変更点

	従来の計画	新計画
期間	3年間	9年間(7次総に合わせる)H31~H39
各施策の取組年数	3年間	3年以内
施策の更新	なし	必要に応じて更新する

(2) 施策位置付けイメージ



3 施策案

◎ 民間委託等の推進

費用対効果が期待される分野について、事業の民間委託化を積極的に進め、市民サービスの向上を図る。

◎ 窓口サービスの向上

住民異動窓口での取扱手続の拡充、各手続所管窓口との連携強化、各窓口の最低層階への集約配置によるレイアウト見直しなどにより、住民異動関連手続のワンストップ化をより一層促進し、住民の手続負担を軽減していく。

- ・ワンストップ化、ワンフロア化

◎ 働き方改革の実施

職員の働く環境、業務の進め方、勤務方法の見直しを進めることにより、最小の経費で最大の効果が発揮できる働き方を検討する。

- ・執務環境の見直し
- ・BPR手法による業務改善
- ・勤務時間の弾力的運用

4 計画の構成

別紙1

5 実績とりまとめイメージ

別紙2

6 推進体制

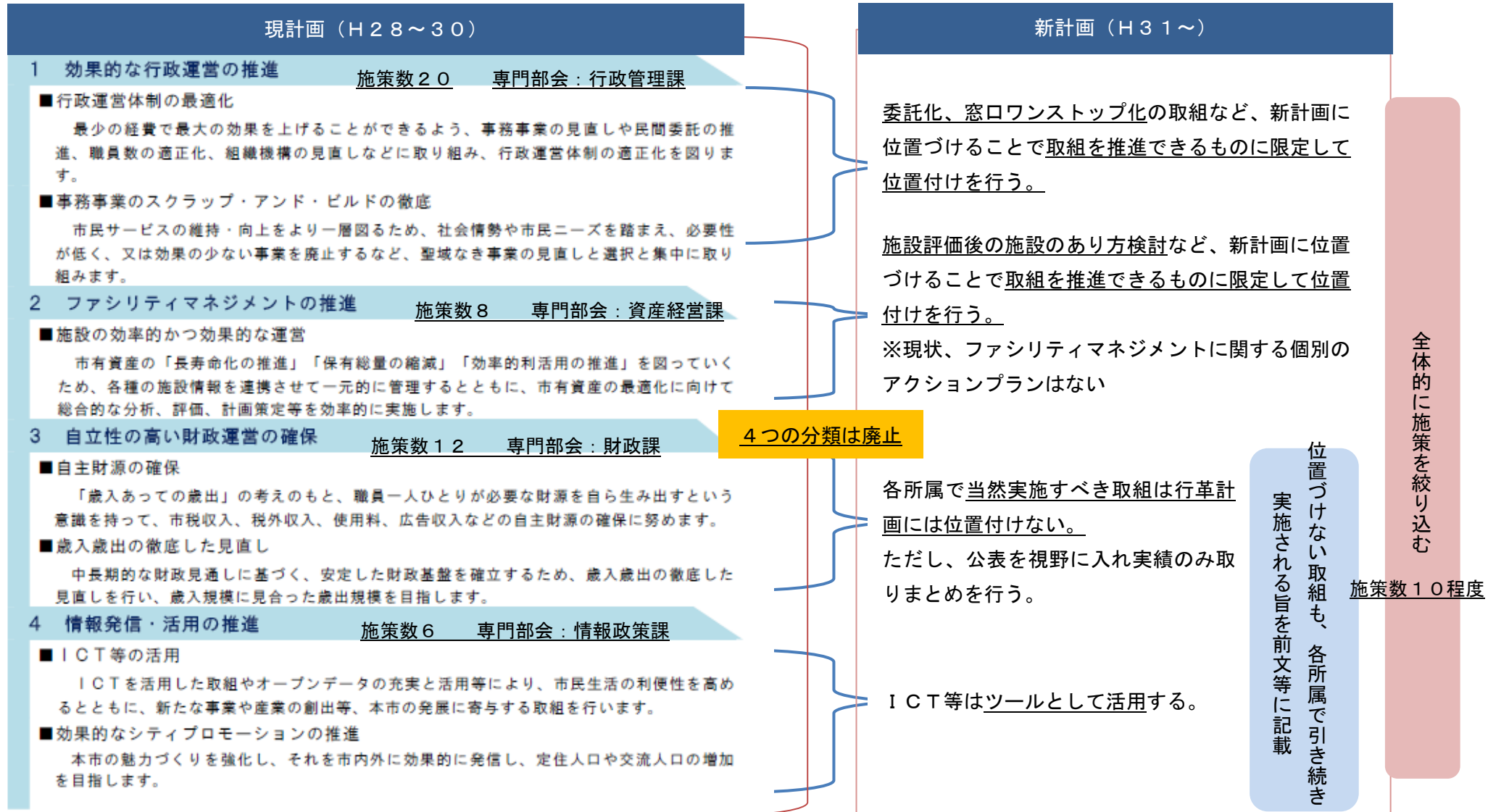
別紙3

7 計画策定のスケジュール

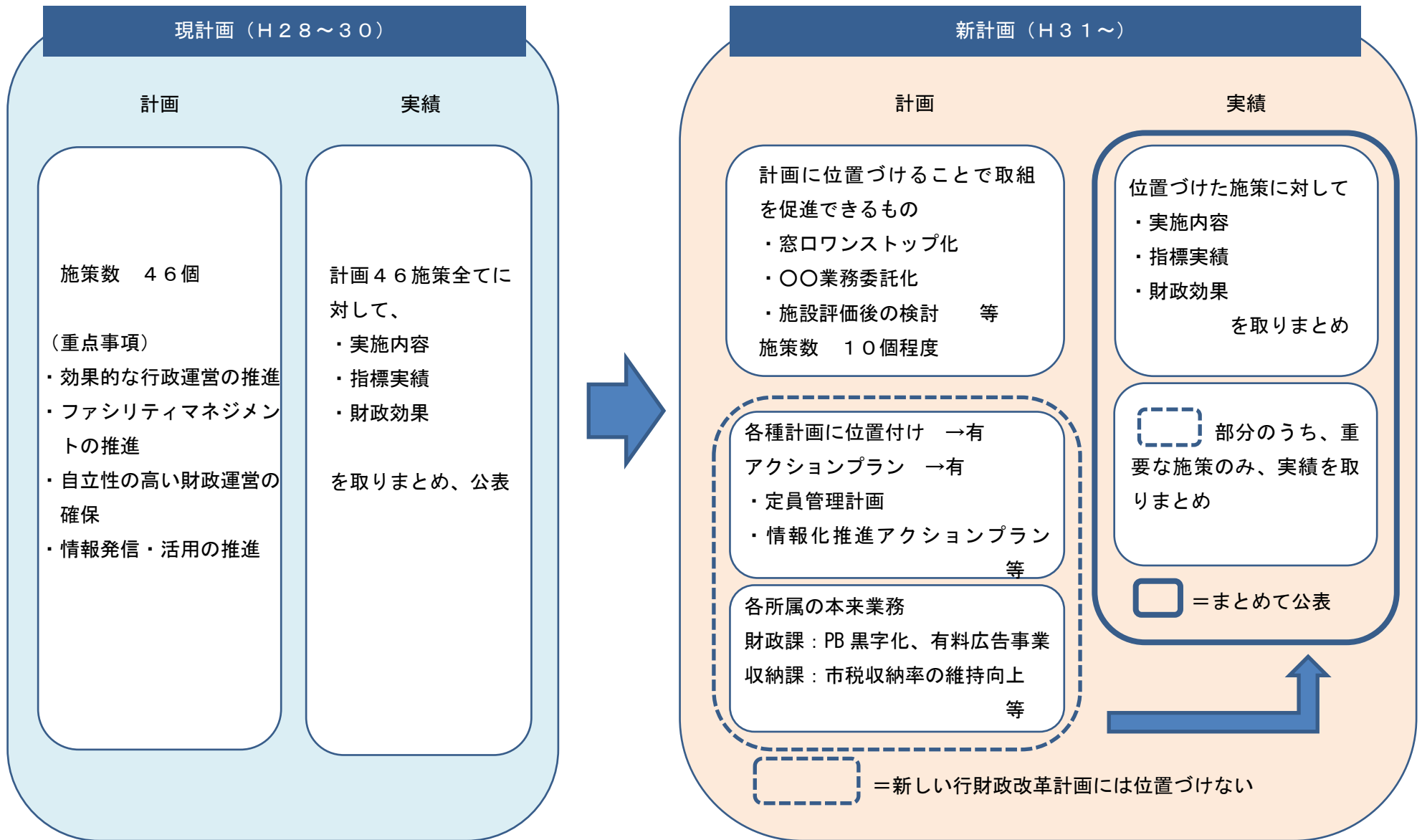
H30.5.1	幹事会① 《方針確認》
7	本部会（庁議）① 《方針確認》 《実施計画事業の抽出》 《実施計画事業の庁内照会》 《庁内調整》
11	幹事会②、本部会（庁議）② 事業判定 総務委員会素案報告 パブコメ実施 パブコメ期間（11～12月中）
12～1	幹事会③、本部会（庁議）③ ⇒ 決定

※ 計画策定時の行革懇談会は設置せず、パブリックコメントや議会説明の中で外部の意見を取り入れる。

計画の構成

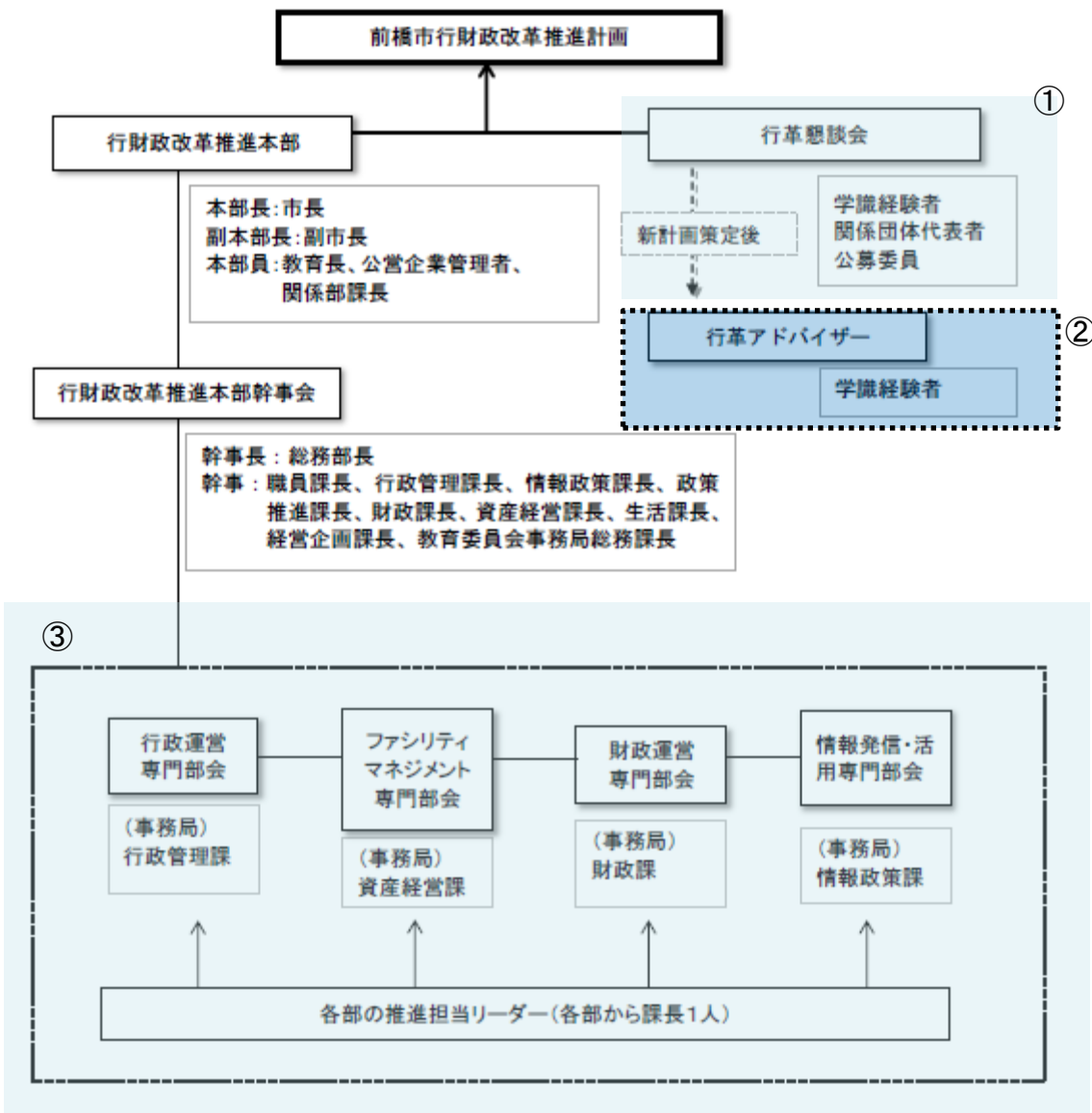


実績取りまとめイメージ



行財政改革の推進体制

H28～H30計画時の体制



H31～計画時の体制

